

ふくしま県GAP 点検・評価シート(果樹)(個人)

認証基準である「福島県農産物安全確保のためのGAP推進マニュアル」または「福島県きのこ安心栽培マニュアル」に沿って、本シートで点検・評価を行います。申請にあたっては、点検・評価シートの写しを添付します。

1 食の安全を目的とした取組

※1 ◎:必須、○:推奨、△:地域限定で推奨

区分	取組事項	作業工程	対象	NO.	適合基準	※1 レベル	評価			コメント
							はい	いいえ	該当なし	
ほ場環境の確認と衛生管理	1. ほ場や周辺環境(土壌や汚水等)、廃棄物、資材等からの汚染防止	栽培前(環境確認)	生産者	1	ほ場内及び周辺を見回り、有害物質等の汚染源がないことを確認している。 (例) ◇ほ場及び隣接地の従前及び現在の用途の確認 ◇廃棄物をほ場やその周辺に放置しない ◇土壌分析を実施 等	○				
		栽培前(水確認)	生産者	2	栽培に使用する水(かん水、養液栽培用水、防除用水など)の水源(河川、地下水、ため池等)を確認している。また、有害物質等による汚染はないか確認している。 (例) ◇堆肥の製造、保管場所から原料等の流出防止 ◇大雨時、汚水の流れ込みを防ぎ、速やかな排水の実施 等	◎				
農薬の使用	2. 無登録農薬及び無登録農薬の疑いのある資材の使用禁止(法令上の義務)	栽培(防除)	生産者	4	農薬は登録を確認して使用している。 (例) ◇使用する農薬の登録番号を確認 等	◎				

農薬の使用	3. 農薬使用前における防除器具等の十分な点検、使用後における十分な洗浄	栽培 (防除)	生産者	5	<p>農薬散布前には防除器具の点検を行い、十分に洗浄されていることを確認している。また、農薬の使用後は十分に洗浄を行っている。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇農薬の散布前には、防除器具等を点検し、十分に洗浄されているかを確認 ◇農薬の使用後には、防除器具の薬液タンク、ホース、噴頭、ノズル等農薬残留の可能性のある箇所に特に注意して、十分に洗浄 ◇洗浄液や残液を適切に処理 等 	◎				
	4. 農薬の使用の都度、容器又は包装の表示内容を確認し、表示内容を守って農薬を使用(法令上義務)	栽培 (防除)	生産者	6	<p>農薬を使用する前に、農薬の容器や袋に表示されている内容を確認してから農薬を使用している。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇容器等の表示内容を確認して使用している <ul style="list-style-type: none"> ・農薬を使用できる農作物の種類 ・農薬の使用量 ・農薬の希釈倍数 ・農薬を使用する時期(収穫前の使用禁止期間) ・農作物に対して農薬を使用できる回数(使用前に記録簿を確認) ・農薬の有効期限(有効期限を過ぎた農薬は使用しない) ・農薬の使用上の注意 	◎				
		栽培後 (収穫)	生産者	7	<p>農薬使用時から収穫期までの日数(収穫前日数)を確認している。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇容器等の下記表示内容を確認 <ul style="list-style-type: none"> ・収穫日を決定する前に、表示内容の使用時期(収穫前使用可能日数)と実際の農薬散布日を確認 ◇収穫物や収穫容器等を汚染しない場所で調整している ◇計量秤や計量カップ等は専用のものを用いている 等 	◎				

農薬の使用	<p>5. 農薬散布時における周辺作物への影響の回避(法令上の義務)</p> <p>6. 農薬散布時における周辺住民等への影響の回避</p>	栽培 (防除)	生産者	10	<p>農薬散布時には周囲への影響が少ない散布法を実施している。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇病虫害の発生状況を踏まえて、最小限の区域にとどめた農薬を散布 ◇近隣に影響が少ない天候の日に散布 ◇風向きを考慮してノズルの向きを決定 ◇飛散が少ない形状の農薬、散布方法、散布器具を選択 ◇できる限り混植樹や周辺ほ場の農作物に共通する農薬を選択 ◇スピードスプレイヤーでは、園地周縁部での散布時におけるノズルの開閉・送風量の調整、ドリフト低減ノズル等のアタッチメントの使用などにより、散布対象樹種以外への飛散を防止 ◇低風量でも十分農薬散布ができる樹形の管理、農薬飛散防止効果も期待できる防風林・ネットの設置等の園地設計などの中長期的視野も含めた栽培・園地管理面からの取組を実施 等 	◎				
		栽培 (防除)	生産者	11	<p>散布前に隣接した農地の栽培者や住民等へ周知している。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇農薬を散布する場合に、隣接した農地の栽培者や養蜂家、近隣住民等への事前の周知 等 	○				
水の使用	<p>7. 使用する水の水源地(水道、井戸水、開放水路、ため池等)の確認と、水源地の汚染が分かった場合には、用途に見合った改善策の実施</p>	栽培前 (水確認)	生産者	13	<p>使用する水(かん水、養液栽培用水、防除用水など)の水源地(河川、地下水、ため池等)を確認している。また、有害物質等による汚染はないか確認している。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇使用する水(かん水、養液栽培用水、防除用水など)に使用する水源地を確認 ◇水源地の水質検査を実施 等 	○				
		栽培後 (収穫)	生産者	14	<p>収穫物を洗浄する水は、飲料水並の品質の水を使用している。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇収穫物の洗浄水は、飲料用水を使用 等 	○				
肥料・培養液の使用	<p>8. 堆肥を施用する場合は、病原微生物による汚染を防止するため、数日間、高温で発酵した堆肥を施用</p>	栽培前 (土作り)	生産者	15	<p>施用する堆肥は完熟堆肥を使用している。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇切り返し等により、全体に空気が入るよう努めている ◇副資材(例:もみがら、おがくず)の利用等により、水分を調整 ◇70℃の発酵が数日間続くように努めている ◇可能であれば、堆肥を購入する際に、原料、処理方法、分析結果が記載された文書の入手 等 	○				

養液の使用	9. 養液栽培の場合は、培養液の汚染の防止に必要な対策の実施	栽培 (水管理)	生産者	16	<p>養液栽培では、養液汚染の防止に必要な対策を実施している。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇培養液の頻繁な取り替え、又は培養液を再利用する場合は微生物的・化学的汚染を低減するための処理 ◇養液栽培用の資材や機器の衛生的な保管・取扱いと、栽培終了後など必要ときに洗浄・消毒 ◇使用する水の水源を確認し、水源の汚染が分かった場合は改善 等 	○				
作業 者 等 の 衛 生 管 理	10. 作業者の衛生管理の実施	共通 (安全対 策)	生産者	17	<p>作業者は、衛生管理を考慮して作業を実施している。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇作業を始める前など、必要ときに手を洗浄 ◇清潔な作業着や手袋等を身につけ、不潔な物や場所にふれないようにしている ◇切り傷や擦り傷がある場合は手袋などで覆っている ◇感染症(下痢、嘔吐、発熱等)にかかっていると疑われる場合は、作業をしない ◇覆いのない果実の上で、咳やくしゃみなどの行動をしないよう努めている等 	○				
作業 者 等 の 衛 生 管 理	11. ほ場や施設から通える場所での手洗い設備やトイレ設備の確保と衛生管理の実施	共通 (安全対 策)	生産者	19	<p>ほ場や施設から通える場所で、手洗い設備やトイレ設備などを確保している。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇手洗い場やトイレを、ほ場及び施設から通える場所に設置 ◇手洗い場やトイレが汚染源とならないことの確認と、衛生的な状態の維持等 	○				
	12. 農機具や収穫・調製・運搬に使用する器具類等の衛生的な保管、取扱、洗浄	栽培後 (収穫)	生産者	21	<p>農機具や器具は衛生的に使用している。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ハサミやナイフ等の器具は、使用したら洗浄 ◇コンテナ等の収穫容器は、定期的に洗浄 ◇コンテナ等の収穫容器が、地面に直接触れないようにシートを敷く ◇コンテナ等の収穫容器の中に敷物を入れて使用 ◇トラクターや運搬車両等の農機は、表面についた土壌等を洗浄 等 	○				

機械・施設・容器等の衛生管理	13. 栽培施設の適切な内部構造の確保と衛生管理の実施 14. 調製・出荷施設、貯蔵施設の適切な内部構造の確保と衛生管理の実施	共通(他)	生産者	22	施設等は衛生的に管理している。 (例) ◇施設内に雨水や汚水が流れ込まないように、排水溝の設置等速やかな排水に努める ◇使わない機材や果樹残さ等の廃棄物は、栽培期間中のほ場や施設、その周辺に放置しない。 ◇衛生的に作業が行える明るさの照明の確保 ◇定期的な清掃の実施	○				
		共通(他)	生産者	24	施設内に有害生物が侵入、生息しないようにしている。 (例) ◇施設の壊れた部分を修理し、ねずみや鳥等の侵入を防止 ◇ビニールハウスやガラス温室等の施設を使う場合はネットの設置 ◇使わない機材や果樹残さ等の廃棄物は、栽培期間中のほ場や施設、その周辺に放置しない 等	○				
	15. 安全で清潔な包装容器の使用	栽培後(出荷)	生産者	26	出荷容器、包装資材は安全性の確認されたものを使用している。 (例) ◇包装資材は箱に入れる、シートをかぶせるなどにより、清潔さを保持 ◇包装容器の素材は、毒性がなく、生鮮果実の安全性に悪影響を与えないものを選択 等	○				
かび毒(パツリン)汚染の低減	16. りんごにおけるカビ毒(パツリン)汚染の低減対策の実施	栽培後(収穫)	生産者	28	りんごの収穫時に、カビ毒(パツリン)汚染防止対策を実施している。 (例) ◇傷果発生防止のため丁寧な収穫 等	◎				
		栽培後(収穫)	生産者	29	りんごの出荷時に、カビ毒(パツリン)汚染防止対策を実施している。 (例) ◇適切な温度管理 ◇出荷、選果段階における腐敗果の選別等の徹底 等	◎				
	17. 貯蔵・輸送時の適切な温度管理の実施	栽培後(貯蔵)	生産者	30	貯蔵、輸送時の適切な温度管理を実施している。 (例) ◇貯蔵、輸送時における品質を維持するための適切な温度管理 ◇冷却により結露した水が生鮮果実に垂れ落ちないようにする	○				

収穫後の農産物の管理	18. 収穫・調製・選別時の汚染や異物混入を防止する対策の実施	栽培後(収穫)	生産者	32	収穫、調製、選別場等で、異物混入や汚染を防止する対策を実施している。 (例) ◇作業場の整理、整頓、清掃 ◇喫煙や飲食は指定された場所とする 等	◎				
		共通(安全対策)	生産者	34	飲食、喫煙は農作業や農作物に影響のない決められた場所でのみ行っている。 (例) ◇喫煙や飲食は指定された場所とする	○				

2 環境保全を目的とした取組

※1 ◎:必須、○:推奨、△:地域限定で推奨

区分	取組事項	作業工程	対象	NO.	適合基準	※1 レベル	評価			コメント
							はい	いいえ	該当なし	
農薬削減による環境負荷低減対策	19. 農薬の使用残が発生しないように必要量だけを秤量して散布液を調整	栽培(防除)	生産者	36	農薬が余らないよう、散布面積から必要量を計算し散布液を調整している。 (例) ◇散布面積から必要量を計算して、農薬の散布液を調整	◎				
農薬削減による	20. 病害虫が発生しにくい栽培環境づくり	栽培前(環境確認)	生産者	38	ほ場と周辺の適切な管理により病害虫の発生しにくい環境づくりを行っている。 (例) ◇病害虫等の発生源となる植物の除去 ◇病害虫に抵抗性がある品種の導入 ◇ほ場及びほ場周辺の清掃 等	○				
	21. 発生予察情報の利用などにより病害虫の発生状況を把握した上で防除の実施	栽培(防除)	生産者	39	発生予察情報等を活用し、発生状況を把握した上で防除を行っている。 (例) ◇発生予察情報の入手や病害虫発生状況の観察による病害虫の発生状況を把握した上で防除を実施 等	◎				

環境負荷低減対策	22. 農薬と他の防除手段を組み合わせた防除の実施	栽培(防除)	生産者	41	<p>農薬と農薬以外の防除手段を組み合わせ、農薬使用回数の低減に努めている。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇天敵、フェロモン剤等の生物農薬の使用 ◇除草用機械の利用 ◇マルチ栽培技術の導入 ◇黄色蛍光灯等物理的防除法の導入 等 	○				
	23. 被覆を要する農薬(土壌くん蒸剤等)を使用する場合は、揮散を防止する対策の実施	栽培(防除)	生産者	42	<p>土壌くん蒸剤等の使用にあたり、適切な揮散防止対策を実施している。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇農薬注入後、ポリフィルム等で表面を被覆 ◇作業者は保護メガネ、防護マスクを付け、揮散して周辺に影響を与えないように風向きにも注意 等 	◎				
肥料削減による環境負荷低減対策	24. 土壌診断の結果を踏まえた肥料の適正な施用や、都道府県の施肥基準やJAの栽培暦等で示している施肥量、施肥方法に則した施肥の実施	栽培(施肥)	生産者	43	<p>肥料は施肥基準等に基づいて施用している。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇堆肥等の有機物を施用した場合は、その肥料成分を考慮した施肥設計、減肥マニュアル等に基づく減肥 ◇県の施肥基準、JAの栽培暦等で示している施肥量、施肥方法等に則した施肥 ◇施肥用機械・器具の点検・整備 ◇土壌診断に基づいた施肥 等 	○				
	25. 堆肥を施用する場合は、外来雑草種子等の殺滅のため、適切に堆肥化されたものを使用	栽培前(土作り)	生産者	45	<p>施用する堆肥は完熟堆肥を使用している。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇切り返し等により、全体に空気が入るよう努めている ◇副資材(例:もみがら、おがくず)の利用等により、水分を調整 ◇70℃の発酵が数日間続くように努めている 等 	○				

土壌の管理	26. 堆肥等の有機物の施用等による適切な土壌管理の実施	栽培前(土作り)	生産者	46	堆肥、稲わらなど有機物の施用による土づくりを行っている。 (例) ◇標準的な堆肥基準に則した堆肥の施用、稲わら等のすき込み、緑肥の栽培 ◇輪作 ◇適切な土壌改良資材の選択・施用 等	○				
	27. 土壌の侵食を軽減する対策の実施	栽培前(土作り)	生産者	47	(傾斜地や土壌の性質によって作土層が浸食される場合)土壌浸食を軽減する対策をとっている。 (例) ◇被覆作物の栽培 ◇植生帯の設置 ◇土壌の透水性改善(堆肥の施用等) ◇防風垣の設置 ◇草生栽培 等	○				
廃棄物の適正な処理、利用	28. 農業生産活動に伴う廃棄物の適正な処理(法令上の義務) 29. 農業生産活動に伴う廃棄物の不適切な焼却の回避(法令上の義務)	共通(他)	生産者	48	使用済みプラスチック、容器等の廃棄物を業者委託などにより適正に処理し、記録している。 (例) ◇資格のある産業廃棄物処理業者に廃棄物(廃プラスチック、空容器、空袋、残農薬等)の処理を委託	◎				
	30. 作物残さ等の有機物のリサイクルの実施	栽培前(土作り)	生産者	50	作物残さを堆肥や飼料として利用したり、すきこんだ入りして、野焼きせずに適正に処理している。 (例) ◇堆肥の原料、家畜の飼料、畜舎の敷料等の用途へ仕向け ◇ほ場に残すと病害虫がまん延する場合などを除き土作りに利用 等	○				
エネルギーの節減対策	31. 施設・機械等の使用における不必要・非効率なエネルギー消費の節減	共通(他)	生産者	51	機械や施設の効率的な運転を行い、燃料の節約に努めている。 (例) ◇機械、器具の適切な点検整備と施設の破損箇所の補修 ◇適切な温度管理の実施 ◇不必要な照明の消灯 等	○				

特定外来生物の適正利用	32. セイヨウオオマルハナバチの飼養に関する環境省の許可取得及び適切な飼養管理の実施(法令上の義務)	共通(他)	生産者	53	セイヨウオオマルハナバチを利用する場合は、飼養に関する環境省の許可取得及び適切な飼養管理を実施する。 (例) ◇ハチの飼養に関する環境省の許可取得 ◇栽培施設の全ての開口部のネットでの被覆 ◇栽培施設の出入口の二重の戸の使用、またはネットでの二重被覆 ◇使用後のハチの確実な殺処分の実施 ◇栽培施設への許可書の掲出	◎				
生物多様性に配慮した鳥獣被害対策	33. 鳥獣を引き寄せない取組等、鳥獣による農業被害防止対策の実施	共通(他)	生産者	54	(鳥獣害による農業等への被害が深刻な地域では)有害鳥獣による農業被害防止対策を実施している。 (例) ◇食品残さの管理の徹底、放任果樹の除去 ◇侵入防止柵の設置 ◇追い払い活動等の実施 等	△				

3 労働安全を目的とした取組

※1 ◎:必須、○:推奨、△:地域限定で推奨

区分	取組事項	作業工程	対象	NO.	適合基準	※1 レベル	評価			コメント
							はい	いいえ	該当なし	
危険作業等の把握	34. 農業生産活動における危険な作業等の把握	共通(安全対策)	生産者	55	危険性の高い作業を把握し、事故を最小限にとどめるための対策をとっている。 (例) ◇危険性の高い機械作業や作業環境、危険箇所の把握 ◇農作業安全に係るマニュアルの作成など農作業安全に関する体制整備等	○				
農作業従事者の制限	35. 機械作業、高所作業又は農薬散布作業等危険を伴う作業の従事者などに対する制限	共通(安全対策)	生産者	56	農業者は安全に作業するよう留意している。 (例) ◇1日あたりの作業時間の設定と休憩の取得 ◇定期的な健康診断の受診 等	○				

<p>服装及び保護具の着用</p>	<p>36. 安全に作業を行うための服装や保護具の着用、保管</p>	<p>共通 (安全対策)</p>	<p>生産者</p>	<p>58</p> <p>作業者は安全に作業するために、服装や保護めがね、マスク等を必要に応じて使用している。 (例) ◇粉塵のある作業における防塵めがねや防塵マスク等の着用 ◇転倒、落下物等の危険性のある場所や道路走行時におけるヘルメットの着用 ◇飛散物が当たる危険性のある場所における保護メガネの着用 ◇高所作業時におけるヘルメット、滑りにくい靴、命綱等の着用 ◇防除作業時における作業衣、マスク等の着用と洗浄、保管 等</p>	<p>◎</p>				
<p>作業環境への対応</p>	<p>37. 農作業事故につながる恐れのある作業環境の改善等による対応の実施</p>	<p>共通 (安全対策)</p>	<p>生産者</p>	<p>59</p> <p>危険箇所へ表示板を設置するなど注意を喚起するとともに、できる限り作業環境の改善を図っている。 (例) ◇危険箇所の表示板設置 ◇農道における曲角の隅切、路肩の草刈、軟弱地の補強 ◇ほ場出入口における傾斜の緩和、幅広化等の実施 ◇暑熱環境における水分摂取、定期的な休憩、日よけの設置等の実施 等</p>	<p>○</p>				
<p>機械等の導入・点検</p>	<p>38. 機械、装置、器具等の安全装備等の確認、使用前点検、使用後の整備及び適切な管理</p>	<p>共通 (安全対策)</p>	<p>生産者</p>	<p>60</p> <p>機械等は、使用開始前に点検・整備を実施している。 (例) ◇機械等の使用前の安全装置等の確認と未整備機械の使用禁止 ◇機械等において指定された定期交換部品の交換 ◇中古機械導入時の、安全装備の状態や取扱説明書の有無の確認 ◇脚立、踏台等の点検 等</p>	<p>○</p>				
<p>機械等の利用</p>	<p>39. 機械、装置、器具等の適正な使用</p>	<p>共通 (安全対策)</p>	<p>生産者</p>	<p>61</p> <p>機械、施設の利用は、取扱説明書等をよく確認し、適正な操作を行っている。 (例) ◇機械等の取扱説明書の熟読、保管 ◇スピードスプレイヤー使用時の、傾斜地での等高線方向の運転回避、農薬被曝が少ない方向での作業、挟まれ防止のための周囲の枝への注意 ◇高所作業車使用時の急旋回、急発進、急停止の回避、飛び降りの禁止、最大積載量の遵守 ◇脚立の安全使用(天板にはのらないなど) ◇電気柵を使用している場合、危険を示す表示板を掲げている 等</p>	<p>○</p>				

農薬・燃料等の管理	40. 農薬、燃料等の適切な管理(法令上の義務を含む)	栽培(資材管理)	生産者	62	<p>農薬は決められた場所に保管し、肥料等生産資材と隔離している。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇保管場所を整理・整頓し、飛散・漏出防止対策を実施 ◇冷涼・乾燥し、部外者が立ち入らない場所での農薬の保管 ◇農薬の牛乳やジュース等の容器へ移しかえ禁止 等 	◎				
		栽培(資材管理)	生産者	63	<p>毒劇物に該当する農薬は、鍵のかかる保管庫に保管し、分かるように表示している。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇毒劇物に指定されている農薬は、「医薬用外毒物」、「医薬用外劇物」等の表示をし、鍵のかかる保管庫に保管 	◎				
		栽培(資材管理)	生産者	64	<p>燃料は火気のない場所で保管し、燃料のそばで機械、工具の使用を避けている。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇火気がなく部外者がみだりに立ち入らない場所での燃料の保管 ◇燃料のそばでの機械、工具の使用禁止 等 	○				
事故後の備え	41. 事故後の農生産の維持・継続に向けた保険への加入(法令上の義務を含む)	共通(安全対策)	生産者	65	<p>労働者災害補償保険等に参加している。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇死亡やけがに備えた労働者災害補償保険等への加入 ◇第三者を巻き込んだ事故に備えた任意保険への加入 	◎				

4 農業生産工程管理全般に係る取組

※1 ◎:必須、○:推奨、△:地域限定で推奨

区分	取組事項	作業工程	対象	NO.	適合基準	※1 レベル	評価			コメント
							はい	いいえ	該当なし	
技術・ノウハウ (知的財産)の保護・活用	42. 農業者自ら開発した技術・ノウハウ(知的財産)の保護・活用	共通 (他)	生産者	66	農業者自ら開発した技術や知的財産については、適切に保護するとともに、必要に応じて活用している。 (例) ◇技術内容等の文書化 ◇活用手段の適切な選択(権利化、秘匿、公開)等	○				
	43. 登録品種の種苗の適切な使用(法令上の義務)	栽培 (育苗)	生産者	67	登録種苗を適切に使用している。 (例) ◇品種登録のある品種の苗を、許諾のある業者等から購入	○				
情報の記録・保管	44. ほ場の位置、面積等に係る記録を作成し、保存	共通 (記録)	生産者	68	ほ場の位置、面積等の情報を記録、保存している。 (例) ◇ほ場の位置、面積等の情報を記録、保存	○				
	45. 農薬の使用に関する内容を記録し、保存	栽培 (資材管理)	生産者	69	農薬散布を記録し、在庫管理している。 (例) ◇記録事例 ・使用年月日 ・場所 ・農作物名 ・農薬名 ・希釈倍率 ・散布面積 ・散布量	◎				
		栽培後 (出荷)	生産者	70	出荷時に農薬散布記録を確認し、使用法等に誤りがないことを確認している。 (例) ◇農薬の使用記録簿等で、適正に農薬が使用されたかを確認している。	◎				

情報の記録・保管	46. 肥料、堆肥、資材等の使用に関する内容を記録し、保存	栽培 (資材管理)	生産者	72	肥料の使用記録を整理し、在庫管理をしている。 (例) ◇記録事例 ・使用年月日 ・場所 ・農作物名 ・肥料名 ・散布面積 ・散布量	◎				
		栽培前 (資材管理)	生産者	73	堆肥、資材等の使用記録を整理し、在庫管理をしている。 (例) ◇記録事例 ・使用年月日 ・場所 ・農作物名 ・肥料名 ・散布面積 ・散布量	○				
	47. 苗木、肥料、農薬等の購入伝票等の保存。資材の殺菌消毒、保守管理の記録の保存	共通 (記録)	生産者	74	種子・苗、農薬、肥料、堆肥の購入伝票等を保存し、生産履歴を記帳している。資材の殺菌消毒及び機械・器具の保守管理の履歴や日常の作業内容を記帳している。 (例) ◇種子・苗、農薬、肥料、堆肥の購入伝票等を保存している。 ◇当該ほ場で生産された農産物の生産履歴を記帳している。 ◇農業資材等を殺菌・消毒し、その履歴を記帳し、保管している。	◎				
情報の記録・保管	48. 果実の出荷に関する記録の保存	共通 (記録)	生産者	75	農産物の取引等に関する内容の記録を作成、保存している。 (例) ◇取組例 ・生産品の品名 ・生産品の出荷又は販売先の名称及び所在地 ・出荷又は販売年月日 ・出荷量又は販売量(出荷又は販売先毎、1回又は1日毎) ・食品衛生法第11条の規格基準(微生物、残留農薬等)への適合に係る検査を実施した場合の当該記録 等	◎				

生産工程管理の実施	49. 農業生産工程管理(GAP)の実施	共通 (記録)	生産者	76	<p>農業生産工程管理(GAP)により計画策定、実践・記録、点検・評価、改善を行っている。</p> <p>◇取組例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・栽培計画など農場を利用する計画を策定した上で、上記の項目を基に点検項目を策定 ・点検項目等を確認して、農作業を行い、取組内容(複数の者で農作業を行う場合は作業者ごとの取組内容、取引先からの情報提供を含む)を記録し、保存 ・点検項目等と記録の内容を基に自己点検を行い、その結果を保存 ・自己点検の結果、改善が必要な部分の把握、見直し ・自己点検に加え、産地の責任者等による内部点検、第三者(取引先)による点検、又は第三者(審査・認証団体等)による点検のいずれか客観的な点検の仕組み等を活用 	○				
記録保存の期間	50. 記録の保存 51. 生産・出荷に関する内容の記録・保存	共通 (記録)	生産者	80	<p>農産物の生産および出荷に関する記録を一定期間保管している。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇農産物の出荷に関する記録については1～3年間(保存期間は取り扱う食品等の流通実態に応じて設定)保管 ◇農産物の出荷に関する記録以外の記録については、取扱先等からの情報提供の求めに対応するために必要な期間保管 	○				
				共通 (記録)	生産者	82	<p>当該ほ場で生産された農産物の生産履歴(農作業の実施状況や農薬・肥料の使用等)を記帳している。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇当該ほ場で生産された農産物の生産履歴を記帳 	◎		
適切な収穫作業	52. 適期収穫による品質の保持	栽培後 (収穫)	生産者	86	<p>適期収穫を行っている。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇適期収穫を実施 	◎				
研修会への参	53. 研修会等への参加、情報等の	共通 (他)	生産者	87	<p>研修会参加やパンフレットなどによりGAP、病害虫防除基準、放射性物質対策等に関する情報を収集している。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇研修会参加やパンフレットなどにより情報を収集 	◎				

加	習得	共通 (他)	生産者	88	栽培マニュアル、栽培基準を読んでいる。 (例) ◇栽培マニュアル、栽培基準を読んでいる。	◎				
---	----	-----------	-----	----	--	---	--	--	--	--

5 放射性物質対策を目的とした取組

※1 ◎:必須、○:推奨、△:地域限定で推奨

区分	取組事項	作業工程	対象	NO.	適合基準	※1 レベル	評価			コメント
							はい	いいえ	該当なし	
ほ場準備及び汚染要因の把握	54. ほ場の放射線量の把握	栽培前 (環境確認)	生産者	89	ほ場の空間線量及び土壌の放射性セシウム濃度を把握している。 (例) ◇ほ場の空間線量及び土壌の放射性セシウム濃度の把握	○				
ほ場準備及び汚染要因の把握	55. ほ場周辺環境の放射線量及び濁水等流入リスクの把握	栽培前 (環境確認)	生産者	91	ほ場周辺環境の空間線量を把握している。 (例) ◇山林に隣接するほ場においては周辺環境を含め念入りに空間線量を把握	○				
		栽培前 (環境確認)	生産者	93	空間線量が高い地域において、降雨時に大量の濁水が流入するおそれはない。 (例) ◇ほ場周辺の空間線量を把握するとともに、降雨時における濁水流入のおそれがないことを確認 ◇大雨や洪水時等の濁水時には、ほ場からの速やかな排水に気をつけた等	△				
	56. 作物への放射性セシウム検出要因の理解と把握	栽培前 (環境確認)	生産者	94	作物に放射性セシウムが高濃度に検出された要因について理解している。 (例) ◇県や市町村等が行う説明会や各種情報などから、放射性セシウムが検出される要因について把握	○				
	57. ほ場内の落葉等の除去	栽培前 (環境確認)	生産者	96	ほ場周辺に、森林や遊休地等の線量が高い場所がある場合、そこから落葉やごみ、雨水等がほ場に入り込まないようにしている。 (例) (ほ場周辺に、森林等の線量が高い場所がある場合) ◇ほ場に落葉や落枝が堆積していない。 ◇ほ場周辺の樹林がほ場にせり出している場合は、せり出している枝の剪定等の実施 等	△				

除染作業	58. 樹園地における放射性物質吸収抑制対策の実施	栽培前 (除染)	生産者	97 放射性セシウム の 収穫物 への 移行 を 抑制 する 除染 対策 を 取り ました か。 (例) ◇ 樹体 洗 浄 や 粗皮 削り 等 の 樹体 の 除染 を 実施 ◇ 根 から の 吸収 抑制 に 配慮 して、表土 除去 を 実施 した 上 で、必要 に 応 じて 改 植 を 実施 ◇ 原 発 事 故 時 に 土 壌 表 面 の マルチ 資 材 と して 使用 して いた 有 機 質 資 材 (木 材 チ ッ プ 等) を 除去 ◇ 園 地 が 森 林 や 防 風 垣 等 に 囲 ま れ て いる 場 合 は、園 地 周 辺 の 樹 木 の 剪 定 ◇ 表 土 除去 を 実施 等	○				
------	---------------------------	-------------	-----	--	---	--	--	--	--

剪定枝	59. 剪定枝の適切な保管	栽培前 (除染)	生産者	98	除染のために剪定した剪定枝は、保管場所が決まるまで適切に管理した。 (例) ◇ほ場外に持出さず、ほ場内で適切に管理 ◇自治体等で設置した仮置き場や、放射性物質に対応した焼却施設に搬入等	△				
土壌の管理	60. 表土除去で剥ぎ取った土壌の適切な管理	栽培前 (除染)	生産者	100	除染のために表土除去した土壌は適切に管理している。 (例) ◇水が地下に浸透しないように遮水シートなどを敷いている ◇雨水侵入防止や飛散防止のため、遮水シート等で被覆 ◇保管場所は掲示板やロープによる囲いの設置 等	△				
	61. 土壌pHの調整	栽培 (施肥)	生産者	102	土壌pHは、栽培している果樹の基準範囲内である。 (例) ◇土壌のpHは、栽培している果樹の基準範囲内 ◇基準値以下の場合、石灰質肥料等を投入 等	○				
資材の利用	62. 暫定許容値を超える肥料・土壌改良資材・培土の利用の回避	栽培 (資材管理)	生産者	103	放射性セシウムの暫定許容値(400Bq/kg)を超える肥料・土壌改良資材・堆肥・培土等は利用していない。 (例) ◇肥料・土壌改良資材・堆肥・培土等を購入したり譲り受けた時、販売業者・譲渡者に暫定許容値(400Bq/kg)を超えていないことを確認 ◇暫定許容値(400Bq/kg)を超えた肥料・土壌改良資材・堆肥・培土等は、使用していない	◎				
	63. 資材利用の注意点	栽培 (資材管理)	生産者	105	原発事故時、屋外にあった資材は使用していない。 (例) ◇被覆ビニール等資材を使用する場合は、原発事故時、屋外にあったものは使用していない	◎				
		栽培 (資材管理)	生産者	107	資材は土やほこり等が付着しないように適切に保管している。 (例) ◇原発事故時に使用していない資材や事故以降に購入した被覆資材でも、使用しないときは、ビニール袋に入れるか、シートで覆い屋内で保管	◎				

農業用水の管理	64. 農業用水の安全確保	栽培 (水管理)	生産者	109	<p>農業用水の安全性は確認している。</p> <p>(例)</p> <p>◇かん水や防除、液肥や葉面散布には、水道水など放射性セシウム污染のおそれのない水を利用</p> <p>◇貯水槽・タンクを洗浄し、放射性セシウムに汚染されていない水であることを確認 等</p>	○				
	65. 農業用水の濁水利用の回避	栽培 (水管理)	生産者	111	<p>農業用水の安全性は確認している。</p> <p>(例)</p> <p>◇ため池からの農業用水の利用時は、放射性セシウムを含まないように、下層の泥等が混入しないように努めている。</p>	○				
栽培から収穫、出荷までの管理	66. 適切な施肥管理	栽培 (施肥)	生産者	112	<p>適正な施肥を実施している。</p> <p>(例)</p> <p>◇土壌分析等に基づき、適正なカリウム施肥を実施</p>	◎				
	67. 栽培、収穫時における土壌等の付着低減対策	栽培後 (収穫)	生産者	114	<p>栽培、収穫作業で、農産物に土壌等が付着しないよう注意している。</p> <p>(例)</p> <p>◇泥の付いた手(手袋を含む)で、収穫物に触れないよう注意</p> <p>◇収穫かごやコンテナ等は、洗浄したものまたは新品を使用(コンテナ等の底敷きを含む)。</p> <p>◇収穫かごやコンテナ等は、土やほこりが付かないように屋内に保管</p> <p>◇収穫かごやコンテナの下にシート等を敷き、直接地面に置かないようにしている</p> <p>◇収穫物は、長時間屋外に放置せず、速やかに屋内に移動させて貯蔵・保管等</p>	◎				
		栽培後 (収穫)	生産者	115	<p>農業機械や運搬車輛を利用する場合は、土やほこりが残っていないように清掃を実施している。</p> <p>(例)</p> <p>◇収穫機や乾燥機、運搬車輛等を使用する場合には、作業を実施する前後の清掃等を徹底</p> <p>◇特に、原発事故後利用されていなかった農業機械を使用する際には注意等</p>	◎				

	68. 栽培、収穫時における土壌等の付着低減対策	栽培 (資材管理)	生産者	117	ダンボール等の出荷資材は屋内に保管している。 (例) ◇ダンボール等の出荷資材に土やほこりが付かないように屋内に保管	○				
	69. 出荷前の自主検査等による安全性の確認	栽培後 (出荷)	生産者	119	出荷前に放射性セシウム濃度が基準値を超えていないかなど、生産物の安全性を確認している。 (例) ◇出荷前に、生産物が摂取及び出荷制限、収穫自粛の対象地域となっていないことを確認 ◇出荷前に、生産物が放射性セシウムのモニタリング検査結果または自主検査により、基準値以下であることを確認 等	◎				
農作業時の安全確保	70. 放射性物質が含まれる可能性のある粉じんの吸入、土壌との接触の回避	共通 (安全対策)	生産者	121	農作業により巻き上がる粉じんや土壌の吸入、接触を回避している。 (例) ◇乾燥時の耕うんや草刈りの作業等で粉じんを吸入するおそれがある場合、皮膚や顔が露出しないよう帽子、マスク、長袖、長ズボン、ゴム手袋、ゴム長靴等を着用 ◇農作業後は手足、顔等の露出部分を洗浄 ◇屋外作業後に、屋内作業を行う場合は、服を着替えるなどして、屋内にちり、ほこり等を持ち込まないようにしている 等	◎				
		共通 (安全対策)	生産者	122	高圧洗浄機等による除染作業を行う場合は、散布する水の飛散に注意している。 (例) ◇高圧洗浄機等により水を扱う場合は、防水具を着用 ◇高圧洗浄機等により樹体の除染を行う場合は、周辺の住宅や歩行者・車等へ飛散しないよう注意して実施 等	○				